

本ガイドラインは、甲賀市赤ちゃんの駅登録事業実施要綱（平成 28 年 9 月 30 日告示第 68 号）に基づき、市内の民間施設において実施するにあたり、登録施設における事業の実施方法を定めるものである。

## 1 事業の目的

乳幼児を連れた保護者が、外出時におむつ替えや授乳などのために気軽に自由に立ち寄ることができる市内の民間施設や公共施設を「赤ちゃんの駅」として登録することにより、安心して外出できる環境を整備し、子育て家庭の外出を支援するとともに、社会全体で子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的とする。

## 2 利用対象者

原則として、乳幼児連れの保護者とする。

## 3 提供設備

「赤ちゃんの駅」では、次のいずれかの設備を提供する。

### (1) 授乳のための設備

- (ア) ソファや椅子など、母親がリラックスした状態で授乳を行うための設備があること。
- (イ) 授乳を行う際のプライバシーの確保が出来るよう、四方を隔壁で仕切られた部屋、カーテンやパーテーションで仕切られたスペースがあること。
- (ウ) 使用するスペースが清潔であること。

### (2) おむつ替えのための設備

- (ア) ベビーベッドやベビーシート等、おむつ替えができる設備があること。
- (イ) 使用するスペースが清潔であること。

### (3) 調乳のためのお湯の提供

- (ア) 調乳用のポット等、調乳用のお湯を提供するための設備があること。
- (イ) 70℃以上のお湯を提供することができること。
- (ウ) お湯は「水道水」、「水道法に基づく水質基準に適合することが確認されている自家用井戸等の水」「調製粉乳の調整用として推奨される、容器包装に充填し、密栓又は密封した水」のいずれかを一度沸騰させたものであること。
- (エ) 調乳用のお湯を安全にかつ衛生的に管理することができる。（第三者による異物混入等が行われないよう、常に監視できる場所に置くなど、徹底した安全管理を行うこと）

## 4 利用の条件

乳幼児連れの保護者は誰でも無料で利用することができる。

※ 商品やサービスの購入を利用の条件としないこと。

## 5 事業の実施日及び時間

事業の実施日や時間は、登録時に施設の管理者が決定する。

また、登録施設の管理者は、臨時的に事業を実施しない日及び時間を決定することができる。

ただし、恒常的に事業の実施日や時間を変更する場合は、甲賀市へその旨の連絡をしなければならない。

## 6 安全の確保

登録施設の管理者は、「赤ちゃんの駅」の利用者の安全確保について十分な注意と配慮を行う。

## 7 利用の制限

登録施設の管理者は、「赤ちゃんの駅」の利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を拒み、若しくは制限し又は退去を命ずるなど適切な対応を行う。

(1) 登録施設にとって、安全性の確保や適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。

(2) 利用者が、施設管理者の指示に従わなかったとき

(3) その他、施設管理上の支障があるとき

## 8 ステッカー等の表示

登録施設では、「赤ちゃんの駅」のステッカー等の表示物（以下「表示物」という。）を施設の出入口及び設備周辺など利用者の目につきやすい場所に表示する。

また、表示物の管理は施設管理者が行う。

ただし、表示物は、市が用意する。

## 9 公表

市は、登録施設の名称、所在地及び利用内容等を市のホームページや刊行物等で広く公表するものとする。

## 10 確認

市は、登録手続きにあたって、若しくは必要に応じ登録施設に対して本事業の実施状況について現地を確認し、又は報告を求めることがある。

## 11 個人情報の取扱い（利用時に氏名などを特定する施設のみ）

施設管理者は、本事業の実施に当たって取得した個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。

(1) 個人情報をこの事業の本来の目的以外には利用しないこと。

(2) 個人情報の流出防止等の徹底を期すこと。